

YouTube 伊勢志摩国立公園公式チャンネル運用規則

令和 2 年 3 月 13 日
中部地方環境事務所長

本規則は、YouTube の中部地方環境事務所国立公園課における YouTube (https://www.youtube.com/channel/UCom_ZeDgyaSBAWyhsEa-vDw) のアカウント（以下、「伊勢志摩国立公園公式チャンネル」という。）の運用に関する事務的な手続きについて定める。

1 名称

伊勢志摩国立公園公式チャンネルのアカウント名は、「Ise-Shima National Park Official（伊勢志摩国立公園公式）」とし、アカウント利用者の名称「環境省中部地方環境事務所 伊勢志摩国立公園管理事務所」（政府機関として登録）とする。

2 投稿内容

(1) 発信する情報

- ア 伊勢志摩国立公園を紹介する環境省作成の動画
- イ 伊勢志摩国立公園での環境省や地域の取組を紹介する環境省作成の動画
- ウ 掲載動画の解説文など

(2) 投稿内容についての注意事項

- ア 投稿内容には要機密情報を含まないこと
- イ 投稿する写真等については、「顔、名札等の容易に個人が特定できるような映像・画像」「要機密情報を含む文書、書類等の映り込み」等がないことを事前に確認すること（ただし、掲載について御本人様の事前承諾を頂いている場合を除く。事前確認は書面で残すことが望まれる。）
- ウ 動画・写真の解像度等については、不必要に高精細（高画質）にならないよう、投稿前に適切に調整すること
- エ 動画・写真・文章を環境省に無断で利用することを禁じる旨を、画面

担当者は、情報セキュリティインシデントの可能性を認知した場合は、大臣官房総務課環境情報室に報告し指示に従うこととともに、情報セキュリティ責任者（中部地方環境事務所長）、課室情報セキュリティ責任者（中部地方環境事務所国立公園課長）及び中部地方環境事務所総務課に報告する。

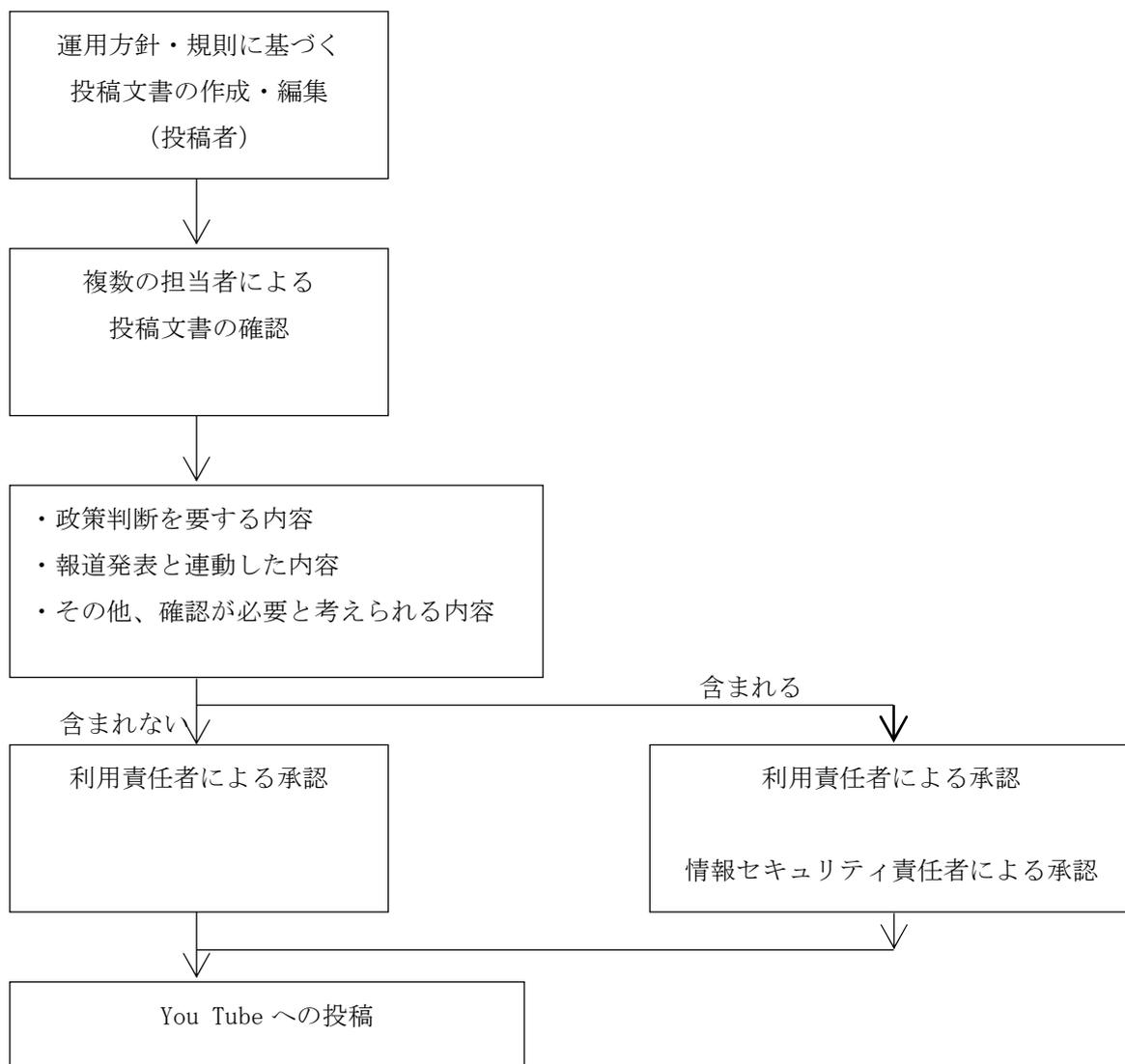
情報セキュリティインシデントの対処が完了した場合は、大臣官房総務課環境情報室、情報セキュリティ責任者（中部地方環境事務所長）、課室情報セキュリティ責任者（中部地方環境事務所国立公園課長）及び中部地方環境事務所総務課に報告するとともに、再発防止や対処手順、体勢等の見直しを実施する。

事情の変化が生じた場合は連絡体制を更新することとし、連絡体制記載の関係者に周知する。

10 その他の運用規則

基本的に運用方針及び環境省公式 SNS（Twitter 及び Facebook）運用方針に準拠する。これらに該当しない事項は、中部地方環境事務所国立公園課長と協議して運用する。

<別紙 1> 投稿フロー



<別紙 2> 情報セキュリティインシデント発生時における連絡体制

